

尾張旭市監査公表第21号

平成31年4月26日付け尾張旭市監査公表第14号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年5月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

会計課

監査の指摘事項	措置状況
歳入事務電算処理業務委託の契約締結伺いにおいて、副市長専決である委託契約の締結決裁が部長において行われている。尾張旭市決裁規程により、500万円を超え1,000万円以下の委託料については、副市長の専決事項とされている。	歳入事務電算処理業務委託の契約締結伺いについては、500万円を超え1,000万円以下の契約であるため、副市長専決とするよう事務を改めました。また、今後においては、決裁時に尾張旭市決裁規程の確認を徹底して誤りのないようにします。
歳入事務電算処理業務委託において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。	随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うよう事務を改めました。また、今後においては、随意契約ガイドラインを遵守し、遅滞なく随意契約の内容の公表を行います。